

（業務名称）2022-2023年度ウクライナおよび周辺国向け機材の輸送スタンドバイ業務

（公示日：2022年11月18日／調達管理番号：22a00597）について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部長（契約担当）

No.	該当頁	該当項目	質問	回答
1		スタンドバイ契約に関して	①輸送スタンドバイ契約とは、具体的にどのような契約でしょうか？ ②見積もり依頼から受注までの日程は基準がございますか？	①今般の「2022-2023年度ウクライナおよび周辺国向け機材の輸送スタンドバイ業務」（以下、「輸送スタンドバイ契約」という）にかかる業務委託契約を締結した者（以下、「スタンドバイ輸送契約相手先」という）に対してのみ、今後ウクライナおよび周辺国向けの機材輸送案件を見積依頼先とすることから、調達手続きの迅速化及び円滑化を図る契約のことを示しています。 ②スタンドバイ契約相手先に見積依頼をしてから発注まで10営業日程度を想定しています（見積依頼から見積提出まで5営業日程度、見積提出から発注まで5営業日程度）。
2	P. 2	競争の手順 4. (2)書類等の提出方法 2)書類への押印省略	①ここで言う代表者とは代表権を持った経営層のことを指しているのか？担当店舗での代表者（責任者）を指しているのでしょうか？	①原則、前者の代表権を有した経営層（代表取締役など）となります。ただし、競争参加資格審査書類提出以降の各種権限を、代表者より代理人へ委任する場合には、当機構HPに掲載されている「委任状（特定案件委任状）」も併せてご提出ください。
3	P. 4	提出書類に関して	①今回のウクライナ案件ですが、競争参加資格確認申請書、全省庁統一資格審査結果通知書、プロポーザルの3種を作成、お送りすればよろしいでしょうか。（お見積もりは不要との認識です）	①ご提出いただく資料は、競争参加資格確認申請書、全省庁統一資格審査結果通知書、プロポーザルです。（共同企業体を結成するときは、結成届等が必要です。）提出日は「手続き・締切日時一覧（22a00597）」をご参照ください。なお、ご理解のとおり、本案件については見積書のご提出は不要です。
4	P. 5	プロポーザル作成に関して	①HP上のごきます様式の中に、こちらを担当するものの職務経歴書の事項がございますが、こちら個人情報となりますが必要でしょうか。	①P17「第3 プロポーザルの作成要領」に記載のとおり、参考様式としては、当機構HPに掲載されている「プロポーザル参考様式」をご参照ください。「第3 プロポーザルの作成要領」別紙評価表のとおり、社としての経験・能力等を評価しますので「様式1（その1）」「様式1（その2）」をご参照ください。他方、本案件においては、「様式2（その1～その3）」の提出は求めています。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html
5	P. 5	競争の手順 8. プロポーザルの提出等（1） 提出書類	プロポーザル参考様式に、類似の案間の名称、企業名、また弊社対応者の個人情報を記載する書式があるが、これは個人情報及び守秘義務に反するものとなるかと考えます。 ①依頼社名は必須ですか？ ②企業名・個人情報をお伝え出来ない前提でどの程度の記載をすればいいのでしょうか？ ③下記の記載でも評価はいただけるのでしょうか？留意事項を参考に例を記載しました。 例) 食品企業 ミャンマー 支援物資 航空輸送 所要日数 10日 内容：指定倉庫搬入からミャンマー指定の場所までの一貫輸送 ④要員計画における記述に関して、生年月日やスキルなどの詳細は個人情報と思われるます。 業務従事者：〇〇 航空業務 37年、海上業務 20年 営業及び出荷業務全般を経験。 この程度の記載でも有効でしょうか？ ⑤実績は日本から海外宛の輸送のみ有効でしょうか？ 海外から日本に来たもの、海外から海外への輸送は含まれるのでしょうか？	①、②発注者名等の情報は、可能な範囲でご提示ください。（少なくとも「業界名」等を記載ください。） ③「類似業務の経験」等については記載いただいた内容をもとに評価いたしますので、可能な範囲で詳細をご記載ください。 ④要員計画については、業務従事者の人数、各業務従事者の担当業務・配置期間等の配置計画について記載ください。（生年月日等の個人情報までは求めません。） ⑤海外から日本への輸送については評価対象外となります。他方、海外からウクライナ及び周辺国への輸送については、評価対象とさせていただきます。
6	P. 6	企画競争説明書 第1競走の手順 11. 契約交渉	①交渉権（評価50点以上）を得た会社は順位が最下位でも契約は可能ですか？契約する会社は何位までとあるのでしょうか？	①契約交渉順位の通知に従い、各社と契約交渉させていただき、合意に至った社と契約締結させていただきます。現時点では複数社との契約を想定していますが、契約させていただく社の数は現時点では未定であり、各社との契約交渉に基づき決定させていただきます。
7	P. 11	第2 業務仕様書の別紙1	①毎月1日に【月次下見積】を提出となっており、梱包を含めた費用を提示する必要がありますが、具体的にどのような梱包方法、サイズで提示すればよろしいでしょうか？（木箱、パレット等で料金が大きく異なりますし、サイズや数量によっても金額に差がでます。）	①毎月の月次下見積書については、昨今変動が激しい輸送費の相場観を確認するために、ご提出いただきます。なお、梱包費については、個別の見積依頼時には定額計上として、競争対象外とします。
8	P. 17	類似業務の経験について	①本件はウクライナ案件の輸送スタンバイ業務となりますが、今回提出内容はウクライナ向けに限った記載でよろしいでしょうか。もしくは他国の支援物資等の配送も範中に入れるべきでしょうか。	①輸送スタンドバイ契約にて輸送対象とするのはウクライナ及び周辺国向け貨物のみとなります。ただし、プロポーザルでは、「評価表（評価項目一覧表）」の「(1) 1) 類似業務の経験」に記載の通り、COVID19対応の緊急輸送経験なども評価します。
9	P. 20	第5 契約書(案)	①弊社、法務にて内容の確認を行ったうえで、修正・調整が発生した場合、ご対応は可能でしょうか？	①「第5 契約書(案)」については、原則、企画競争説明書に添付している契約書ひな型に基づき契約いただくことを想定しています。軽微な変更の可否については、契約交渉時に検討させていただきます。

10	P. 21	業務委託契約書 第4条	①協力会社（輸送会社、飛行機会社、船会社、梱包会社、現地代理店）への委託は避けられない行為ですが無条件で禁止でしょうか？ ②特に2、（1）下請け会社の役職者を弊社役職者としてみなし、責任を負うというのは受け入れがたい内容となります。下請けの責任をすべて無条件で負えということでしょうか？	①協力会社（輸送会社、航空会社、船会社、梱包会社、現地代理店）への委託は本件業務の実施に不可欠と考えますので、禁止ではありません。 ②スタンバイ契約相手先は、本件契約の履行にあたって、協力会社（輸送会社、航空会社、船会社、梱包会社、現地代理店）へ業務を委託する場合、協力会社の業務を適切に管理する責任を負います。
11	P. 25	業務委託契約書 第16条	①海上または航空輸送における飛行機会社、船会社の予定の変更、遅れに関しては受注者の責任にて損害賠償の対象となるのでしょうか？ ②履行責任の発生するケースとはどんな時でしょうか？ ③戦局の悪化による不履行はどのような判断となるのでしょうか？	①海上または航空輸送における航空会社、船会社の予定の変更など、受注者の責によらない遅れに関しては遅延損害金の対象にはなりません。なお、遅れが見込まれる際には、判明した時点で発注者へ一報をお願いします。 ②受注者の手配ミスなど受注者に過失がある場合には履行責任が発生します。 ③例えば最終仕向け地へ向かう道路がロシアにより爆撃を受け、安全上の理由から輸送ができないなどのケースにおいては、不可抗力として履行責任を求めるとは致しません。
12	P. 35	プロポーザルの提出について	①GIGAPODファイルに格納とのご指示ですが、こちらのように格納するのでしょうか。またどちらに格納する場所があるのでしょうか。会社のセキュリティの関係でそちらの様式が使用できないこともございます。その場合どのように提出すればよろしいでしょうか。	①「手続き・締切日時一覧(22a00597)」の「5 プロポーザルのGIGAPODフォルダ作成依頼」に記載の通り、メールでGIGAPODの作成を依頼ください。その後、GIGAPODのリンクや提出方法をメールで連絡いたします。
13		書類全体について	①作成書類全体について、押印は社長印、社印等どちらを使用すればよろしいでしょうか。 ②押印したものをカラーコピーしたものをメールにて提出、または原本でお送りすればよろしいでしょうか。	①押印について、代表者印、社印いずれのご使用でも構いません。 ②書類は、原則PDF形式でご提出もしくはご送付ください。原本のご提出は不要です。なお、競争参加資格確認申請書、プロポーザル、委任状等の書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者に cc を入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。（企画競争説明書P2（2）2）書類等への押印省略をご参照ください。）